

あおぞら

発行：愛知県被災者支援センター
住所：名古屋市中区三の丸 3-2-1
愛知県東大手庁舎 1階
TEL：052-954-6722
FAX：052-954-6993
開館：月～金 10～17時



タイトル「レゴカメラマン」



クイズ：このカメラマンはどこにいるでしょうか？

たくと 10歳

<表紙に掲載する私の1点、1枚を募集しています>

あおぞらの表紙にあなたの作成した作品を掲載してみませんか？興味が湧いたらご連絡ください。

①作品のタイトル ②説明（30字程度）③掲載するお名前 ④年齢 ⑤連絡先（氏名・メールアドレスまたは電話番号）を明記のうえ、メールまたはFAX、郵送にてお送りください。

<編集委員募集のお知らせ>

月に一度発行している「あおぞら」は、愛知県被災者支援センターのスタッフとボランティアの方がたで協力をして発行しています。あなたも編集委員になってみませんか？

<発送作業のボランティア募集>

定期便発送作業のボランティアに参加してみませんか？

※7月から定期便が月1回に変わります。必要な情報については別に臨時便として郵送させていただきます。

| 7月25日便の予定 | | | お問合せ・お申込み |
|-----------|----------|----|----------------------|
| 封入作業 | 7月24日（月） | 午後 | 愛知県被災者支援センター |
| 発送作業 | 7月25日（火） | 午前 | TEL：052-954-6722（渡邊） |

愛知県の支援制度紹介①（児童扶養手当について）

児童扶養手当とは

父母の離婚などで、ひとり親家庭等（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

●受給資格

次の要件に当てはまる 18 歳以下（18 歳到達の年度の末日）の児童（一定の障害があるときは、20 歳未満）を監護している母、監護し、かつ生計を同じくしている父、又は養育している方に支給されます。

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父又は母が死亡した児童
3. 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
4. 父又は母が生死不明の児童
5. 父又は母が 1 年以上遺棄している児童
6. 父又は母が裁判所から DV 保護命令を受けた児童（平成 24 年 8 月から）
7. 父又は母が 1 年以上拘禁されている児童
8. 婚姻によらないで生まれた児童
9. 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

※児童が児童入所施設等に入所している場合など、支給されない場合もあります。

●支給制限

受給資格者及びその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上ある場合は、その年度（8 月から年の 7 月まで）は、手当額の全部又は一部が支給停止されます。

受給資格者が公的年金等を受給する場合、児童が公的年金等を受給する場合及び父（母）に支給される公的年金給付の額の加算の対象になっている場合は、手当の全部又は一部が支給停止になります。

●手当の支払い

支給の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。
（毎年 4 月、8 月、12 月に希望する金融機関の口座に振込まれます。）

お問合せ先

手続等の詳細は、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当課に問合せください。

愛知県の支援制度紹介②（児童手当）

児童手当とは

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

●支給対象

児童手当は、15歳に到達した日以降最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を監護（※）し、生計を同じくする（もしくは、生計を維持する）方に支給されます。基本的には、ご両親のうち所得の高い方が受給資格者となります。

※「監護」…児童の生活に必要な監督、保護を行っていること。

【その他の要件】

国内に居住している児童が対象となります。

※児童が海外に居住している方は手当を受給できません（留学中を除く）。

児童養護施設等に入所中の児童や里親に委託されている児童については、原則として施設の設置者等に手当が支給されます。

未成年後見人や父母指定者については、父母と同様の要件で手当が支給されます。

父母が別居し生計を同じくしない場合は、児童と同居している者へ手当が支給されます。

※単身赴任等の場合は除きます。

●所得制限

受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童手当の額は、児童の年齢等に関わらず、児童一人当たり月額5,000円となります。

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は、変更されることがありますので、詳細はお住まいの市区町村（公務員の方は所属庁）へ問い合わせください。

※受給者が施設、里親等の場合は、所得制限は適用されません。

所得制限額と比較する所得は、受給者自身の前年の所得（1月から5月までの月分の手当については前々年）が対象で、世帯の合算した所得ではありません。

お問合せ先

手続等の詳細は、お住まいの市区町村の児童手当担当課に問合せください。

福島県の支援制度紹介① ～健康管理について～

今回は、福島県が実施する支援制度として、「甲状腺検査」と「ホールボディカウンター（WBC）による内部被ばく検査」を紹介します。

①甲状腺検査

福島県では、東京電力福島第一原発事故を踏まえ、子どもたちの健康を長期に見守るため、「県民健康調査」の一つとして甲状腺検査を実施しています。甲状腺検査は、福島県立医科大学に委託して実施しています。

●対象者

平成4年4月2日から平成24年4月1日までに生まれ、震災時に福島県に住民票があった方。
※震災時に福島県に住民票がなくても里帰り出産された方は対象となる可能性がありますのでお問い合わせください。

●お申込み・お問合せ先

対象となる方へは、順次お知らせを送付していますが、検査がまだの方は、下記へご連絡ください。

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター **完全予約制**

TEL：024-549-5130 土日休日を除く 9：00～17：00

●実施場所

福島県内：保健センターなどの公共施設、学校、医療機関などで検査しています。

愛知県内：福島県と協定を締結した下記の医療機関で検査しています。

| 施設名 | 所在地 | 交通機関 |
|---------------|------------|------------|
| 名古屋大学 医学部附属病院 | 名古屋市昭和区鶴舞町 | JR・地下鉄 鶴舞駅 |
| 豊川市民病院 | 豊川市八幡町 | 名鉄 豊川線 八幡駅 |
| 豊橋市民病院 | 豊橋市青竹町 | 豊橋駅からバス |
| 愛知医科大学病院 | 長久手市岩作雁又 | 名古屋・栄からバス |

●検査費用：無料。但し、交通費は自己負担となります。

出典・参考：放射線医学県民健康管理センターのHP 「甲状腺検査県外検査について」

<参考>

福島県以外からの避難者（15歳以下）については、下記の医療機関で甲状腺診察が可能です。

| 施設名 | 所在地 | 交通機関 |
|-----------------|--|------------|
| あいち小児保健医療総合センター | 大府市森岡町 7-426 TEL：0562-43-0509 (9：00～17：00 受付) | JR 大府駅からバス |

当センターの受診は「紹介予約制」及び「保険診療」となっています。

※東日本大震災の被災者であること及び甲状腺の診察を希望することを申し出てください。

●診察時間 9：00～12：00、13：00～16：00

●休診日 日曜日・月曜日（祝日、年末年始を含む）土曜日は祝日でも診察します。
月曜日が祝日の場合は、火曜日は休ませていただきます。

福島県の支援制度紹介② ～健康管理について～

②ホールボディカウンター（WBC）による内部被ばく検査

内部被ばく検査とは？

大気や飲食物等から体内に取り込んだ放射性物質を測定し、おおむね一生の間に受けると思われる線量を推計する検査です。ここでは、「セシウム 134」と「セシウム 137」について検査します。
※この検査により、放射線を受けることはありません。

福島県外で受検できる内部被ばく検査

●対象となる方

- ・東京電力福島第一原発事故発生時に福島県内に居住し、その後県外等へ避難された方（平成 24 年 4 月 1 日以前に生まれた方）。
- ・福島県民、又は福島県外から福島県内の事業所もしくは学校に通勤・通学している方。

●検査申込先 予約制

| 担当部署 | 予約専用電話 | 受付日時 |
|------------|---------------|-----------------------|
| 福島県県民健康調査課 | 080-5743-5867 | 平日（土日祝日を除く）9：00～17：00 |

※申込み時に、お名前、現住所、避難元住所、電話番号、希望する検査日時及び施設をお伝えの上、県民健康調査課と検査日時及び施設を決定してください。施設へは県民健康調査課より連絡します。

●検査施設

全国に 9 ヲ所検査できる施設がありますが、そのうち中部地区の 3 ヲ所を紹介します。

| 県名 | 施設名称 | 所在地 | 年齢制限 | 検査日時 |
|-----|--------------------------|------------------|------|---------------------------|
| 新潟県 | 新潟県立がんセンター新潟病院 被ばく医療センター | 新潟市中央区川岸町 2-15-3 | なし | 毎週火・木曜日（祝日を除く）10:00～15:00 |
| 石川県 | 金沢医療センター | 金沢市下石引町 1-1 | なし | 毎週月曜日（祝日を除く）15:30～17:00 |
| 滋賀県 | 滋賀県大津赤十字病院 | 大津市長等 1-1-35 | なし | 毎週月・金曜日（祝日を除く）14:00～16:00 |

●費用

検査費用：無料。但し、交通費は自己負担となります。

お問合せ先：福島県保健福祉部県民健康調査課（福島市杉妻町 2-16）

TEL：024-521-8028 FAX：024-521-8229



出典・参考：「県外で受検できる内部被ばく検査」 福島県県民調査課（平成 29 年 5 月 19 日発行）

民医連と災害

伊勢湾台風で、全国から支援に来た全日本民主医療機関連合会（以下、民医連）の医師たちの分け隔てなく、被災者に寄り添う姿を見て、自分たちも患者住民のための医療機関を作ろうという思いで、愛知県民主医療機関連合会（愛知民医連）ができました。最も困難な立場の人々に寄り添い、無差別平等の医療介護を実現することを目標に定めています。また、亡くなった肥田舜太郎先生などの先人により、広島・長崎原爆での被ばく者医療を切り開いてきました。多くの医師は専門家ではありませんが、訴えをしっかりと聞くことから、未だ経験したことのない被ばく者の実態を掴んできました。

甲状腺エコー検診

民医連は、東日本大震災直後より、全国から支援に行くとともに、原発事故を受けて直ちに放射線被害への対応を始めました。原爆被ばく者医療からの経験で得た避難経路を含めた記録を行うこと、放射線の正確な知識を身につけるパンフレットを作成し、全国に避難した人々に寄り添う活動を始めました。愛知では、各地で開かれる交流相談会に参加したり、保険医協会とともに学習会を開いてきました。2015年より年2回の甲状腺エコー検診を民医連の医療機関を会場に行っています。

検診は、大きなエコー機器が必要で、採血などを行うため医療機関で行うことと



＜甲状腺エコー検診の一場面 小児科医もいます＞

いう制限があります。より安くするため、エコーメーカーや血液検査業者の協力を得て実施しています。

最大の課題は、被災者と医療者の交流ができていないこと、エコーの検査技師が不足していることです。このため、2回のエコー講習会を開いて技術面も高めています。

今回は、6月11日に北病院で、愛知県被災者支援センターとの共同で、検診と生活相談を合わせて行うようになりました。

これからも長く、皆さんとともに健康を守っていききたいと思います。

（愛知民医連会長 早川純午）



＜エコー技術講習会。なかなか甲状腺エコー検査ができる技師は少なく、福島から技師を招いての講習会をしました＞

愛知県民主医療機関連合会

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館3F

お問合せ先：TEL：052-883-6997 FAX：052-889-2112



支援センターからのお知らせ

<7月の交流会等イベントカレンダー>

暑い季節が到来しました。子どもから大人まで気軽に楽しめるイベント交流会や招待企画が揃っています。楽しい夏になりますように！

| 開催日 | イベント名 | 開催地域 |
|-----------------------|---|--------|
| 7月2日(日) | 第14回 ふれあいひろば小牧 | 小牧市 |
| 7月8日(土) | 第58回 囲碁クラブ交流会 | 東区 |
| 7月12日(水) | 里山を歩きましょう | 千種区 |
| 7月22日(土)～ 7月23日(日) | めぐりあい交流キャンプ2017 | 岐阜県郡上市 |
| 7月22日(土)～ 7月25日(火) | 人形劇団むすび座 創立50周年記念企画 vol.5 夏休みこども劇場2017 | 中区 |
| 7月25日(火) | 2017 読売ジャイアンツ セ・リーグ公式戦 巨人 vs 広島 | 岐阜市 |

イベントの詳細は定期便に同封のチラシをご覧ください。チラシを無くされた方は、支援センターまでご連絡ください。皆さんのご参加をお待ちしております。

<編集後記>

- ★いろいろな問題があちこちにある。それぞれの問題に対して、どれだけ自分の想像力を働かせることができるか？そして、できるだけ現場に足を運びたいもの。我が師は「出家」して各地各国を訪れている。(K.T)
- ★ビジネス会計検定3級に合格しました。簿記検定と違い、財務諸表の見方など実用的な知識が身に付きました。(J.I)
- ★福島県の避難者に対する高速道路の無料措置が平成30年(来年)3月まで延長されました(「ふくしまの今が分かる新聞」54号参照)。安全運転でご利用ください。(H.T)
- ★母子避難しているママたち、6年が経ちました。そろそろ集まりたいと思います。(E.K)
- ★京都防災センターへ行きました。いろいろと本格的な体験をしましたが、中でも火事(煙)からの避難体験ではミスを連発してしまい、とても緊張しました。訓練しないと気づかないことだったので、体験してよかったです。(Y.Y)
- ★旦那さまが単身赴任で遠く秋田県へ行き、4人で母子生活を開始1か月経過し、毎日があっという間です。(Y.S)
- ★帰省してきました。ふるさとはひとものすべてがみどりに染まっていました…感謝です。(H.I)
- ★息子もう大学生。高校の卒業式では、中島みゆきの「糸」を保護者が合唱。震災避難以来「宙船」の心境の子育てでしたが、「糸」もいいですね、歌詞が沁みて泣けました。(T.N)



あおぞらに関する
ご意見ご感想はこちら

〒460-0001

名古屋市中区三の丸3-2-1

愛知県東大手庁舎1階

愛知県被災者支援センター

TEL: 052-954-6722 FAX: 052-954-6993

Mail: aozora@aichi-shien.net

